

役員・評議員の報酬及び費用弁償等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規定は、山県東中部福社会の理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法について必要な事項を定める。

(報 酬)

第2条 報酬の額は、当法人の代表理事である理事長及び役員等に対して、別表第1のとおりとする。ただし、常勤の職員が役員等に就任している場合は、報酬を支給しない。

(報酬の支給)

第3条 報酬は年度末月に支給する。ただし、職を離れたときは、その当月に報酬を支給するものとする。

(費用弁償)

第4条 役員等が会議等の招集に応じたとき、その他公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。ただし、常勤の職員が役員等に就任している場合は、この限りではない。

2 前項の規定により支給する費用の額は、別表第2のとおりとする。

(報酬等総額)

第5条 役員等に支給する報酬等総額を別表第3のとおりとする。

(改正及び廃止)

第6条 この規程を改正し、又は廃止しようとするときは理事会の議決を得て、理事長が行う。

別表第1 (第2条関係)

役職名	報 酬 額
理事長	月額 50,000円
理 事	日額 8,000円
監 事	日額 8,000円
評議員	日額 8,000円
評議員選任 解任委員	日額 8,000円

別表第2 (第4条関係)

交通機関を利用した経費(町外)		実 費
町内車賃		1,000円
日当 (1日に つき)	県 外	6,000円
	県 内	4,000円
	町 内	2,000円
宿泊料(1夜につき)		13,000円

別表第3 (第5条関係)

区分	人数	年総額(最高限度額)
理事	6人	1,400,000円以内
監事	2人	400,000円以内
評議員	7人	700,000円以内

附 則

この規程は議決の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則(昭和62年12月21日議決 第4回理事会)

(施行期日等)

この規程による改正後の役員・顧問の報酬及び費用弁償等に関する規程は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則(平成6年7月29日議決 第2回理事会)

この規程は、平成6年8月6日より施行する。

附 則(平成9年8月21日決議 第2回理事会)

この規程は、議決の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、議決の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。